

## 【2】住民監査請求の状況

請求日 ( )内、受理日	監査結果	内容	備考
H28.9.23 (H28.11.4)	H28.11.22	<p><b>【請求内容】</b> 神戸市からの撤去費用(約4,000万円)と今後生じる費用については、当時の正・副管理者の不適切な判断による支出であり、その費用について損害賠償を求める。</p> <p><b>【監査結果】 棄却</b> 本件支出は、現状回復するために行われた撤去委託等のための費用であり、その支出自体は違法なものではない。また、茨城県稲敷市内の研究所への搬入に関する費用については、未だ支出決定されておらず損害賠償を求めることはできない。</p>	現在、大阪地裁にて係争中
H29.1.11 (H29.1.18)	H29.3.13	<p><b>【請求内容】</b> (株)環境テクノロジーに対して処分費用(9,650万円)及び事後対応に要した費用(約6,593万円)を賠償請求するよう求める。</p> <p><b>【監査結果】 一部認める</b> 処分費用(9,650万円)については、不当利得として(株)環境テクノロジーに返還請求する措置を講じること。なお、事後対応に要した費用は、組合自身が汚染物を産業廃棄物と判断したものである等の理由により、(株)環境テクノロジーに対して損害賠償請求ないし不当利得返還請求をなし得ると解することは困難。</p>	H29.4.11 組合管理者から損害賠償金の支払いを請求
H29.2.16 (H29.3.2)	H29.4.12	<p><b>【請求内容】</b> 廃棄物の処理が完了していない時点で支出を行っており、財務規則に違反。支払金額の処分費用(9,650万円)は、正当な処理価格とは言えず、最小限度の支出を求める地方財政法および地方自治法の趣旨に違反。当時の正・副管理者に対して損害賠償を求める。</p> <p><b>【監査結果】 容認</b> 処分費用(9,650万円)に係る支出は、適法な支出負担行為に基づくものではないとして、当時の正・副管理者の重過失を認め、損害賠償を求めることを勧告。</p>	